

I 水道整備対策事業

1 水道整備対策事業概況

県民の日常生活に密接し、産業活動の基盤である水道においては、安全で安定的な水道水の供給・確保が最も重要である。

このため、立入検査等の水道施設の監視・指導を計画的に実施することにより、飲料水の安全の確保に努めるとともに、適正な水質管理の実施を指導した。

また、簡易専用水道については、法定定期検査の受検等を指導するとともに、水道法の規制対象とならない飲用井戸及び小規模水道施設については、定期の水質検査の実施等を指導した。

一方、水道普及率の向上、水道施設の耐震化の促進や水道の広域化を推進するため、水道施設整備国庫補助制度及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用や水道事業認可指導等を通じて、水道事業者等の水道施設整備・維持の促進を図った。

2 許認可等の諸手続き状況

年度別状況

区分		用水供給				上水道					簡易水道					専用水道				
		事業・変更		廃止		事業・変更		廃止		記載事項 変更届出	業務委託届出	事業・変更		廃止		記載事項 変更届出	業務委託届出	確認	記載事項 変更届出	業務委託届出
		認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出			認可	届出	許可	届出					
総数	R6									1								4	16	5
	R5				1					1	1	1						5	19	5
	R4				10		10					1		3					16	7
	R3					1				1								11	8	3
	R2					1				5	1					5		12	24	6
県	R6									1									1	
	R5				1					1	1	1						1	2	
	R4				10		10					1		3					1	
	R3					1				1								1	1	
	R2					1				5	1				5			2		
市町	R6																	4	15	5
	R5																	4	17	5
	R4																	15	7	
	R3																	11	7	2
	R2																	12	22	6

(注1)

水道法に基づく許認可等の件数を計上しており、用水供給・上水道・簡易水道は県知事認可事業分のみ（用水供給は県知事認可事業分なし、簡易水道は県知事認可事業以外なし）、市町欄には、県内の市及び特例条例による事務移譲町（大崎上島町・世羅町・北広島町・神石高原町）における件数を計上している。

3 水道施設監視状況

(令和6年度)

	上水道								簡易水道								専用水道								簡易専用水道		小規模水道		合計													
	処分件数				処分件数				処分件数				施設				受検				受検				立入対象施設数		施設		立入対象施設数				立入延件数				処分件数		行政指導件数			
	立入対象施設数	立入総件数	水管道技術者	改善命令	給水停止命令	水道用水供給命令	行政指導	立入対象施設数	立入総件数	水管道技術者	改善命令	給水停止命令	水道用水供給命令	行政指導	立入対象施設数	立入総件数	水管道技術者	改善命令	給水停止命令	水道用水供給命令	行政指導	施設数	受検数	受検率	通報施設数	立入延件数	立入対象施設数	施設数	立入対象施設数	立入延件数												
総数	12	37						8	3	4					2	166	48					21	4,930	4,248	86.2	7	17	101	12	5,212	289	118	31									
県計	12	37						8	3	4					2	23	6					3	233	218	93.6			43		314	81	47	13									
県保健所計	12	37						8	3	4					2	9	4					3	178	170	95.5			5		207	29	45	13									
西部	6	2						2	2	1					1	9	4					3	178	170	95.5			5		200	22	7	6									
西部東	2	5						2																										2	2	5	2					
東部	2	9						2	1	3					1																				3	3	12	3				
北部	2	21						2																												2	2	21	2			
権限移譲分計															14	2							55	48	361.9			38		107	52	2										
北広島町															11								31	26	83.9			6		48	17											
大崎上島町																							13	12	92.3									13								
世羅町															2	2							7	6	85.7			1		10	3	2										
神石高原町															1								4	4	100.0			31		36	32											
市計															143	42							18	4,697	4,030	85.8	7	17	58	12	4,898	208	71	18								
広島市															63	12							10	2,387	2,216	92.8	2	2	9	5	2,459	74	19	10								
呉市															9	4							418	378	90.4	2	13	1	1	428	12	18										
竹原市															2								39	33	84.6					41		2										
三原市															10								188	138	73.4			1		199	11											
尾道市															4								212	179	84.4			3		219	7											
福山市															9	9							5	650	454	69.8	1	1	10	6	669	20	16	5								
府中市															3	1							1	46	28	60.9			2		51	5	1	1								
三次市															12								70	61	87.1			8		90	20											
庄原市															2								63	43	68.3	1		4		69	7											
大竹市															1	1							1	35	30	85.7			2		38	3	1	1								
東広島市															11	2							335	252	75.2	1	1	5		351	17	3										
廿日市市															11	13						1	213	184	86.4			9		233	20	13	1									
安芸高田市															6								28	21	75.0			3		37	9											
江田島市																	13	13	100.0				1		14	1																

(注1) 立入対象施設数とは、年度内に稼動実績のある施設である。

(注2) 上水道は、国所管分（給水人口50,000人を超えるもの）を除く。

(注3) 簡易専用水道の施設数とは、令和7年3月31日時点において、各管内に存在する施設数である。

(注4) 簡易専用水道の立入対象施設は、登録検査機関から通報のあった施設数である。

(注5) 合計欄の施設数は、立入対象施設数と簡易専用水道の施設数の和である。

4 広域的水道整備計画の概要

根幹施設	名称	広島水道用水供給事業	広島西部地域水道用水供給事業	沼田川水道用水供給事業
	給水開始	昭和49年4月	昭和51年7月	昭和51年4月
	水源	高瀬堰、土師ダム、温井ダム	魚切ダム、弥栄ダム	椋梨ダム、竜泉寺ダム、福富ダム
	対象	6市3町	3市	4市1町
	計画給水量	214,600m³／日	123,000m³／日	110,000m³／日
	現有施設能力	219,500m³／日	123,000m³／日	102,500m³／日

5 水道の普及状況

(1) 施設数

令和5年度末現在、水道法に規定する水道は、県内に191か所ある。

(単位：か所)

年度	水道用水供給事業	上水道事業				簡易水道事業			専用 水道	合計
		市	町	その他	計	公営	民営	計		
R5	3	5	1	13	19	2	1	3	166	191
R4	3	14	5	0	19	4	1	5	164	191
R3	3	14	5	0	19	4	1	5	166	193
R2	3	14	5	0	19	4	1	5	168	195
R元	3	14	5	0	19	4	1	5	166	193
H30	3	14	5	0	19	4	1	5	173	200
29	3	14	5	0	19	4	1	5	178	205
28	3	14	4	0	18	74	1	75	180	276
27	3	14	4	0	18	76	2	78	185	284
26	3	14	4	0	18	84	2	86	190	297

(注) 数値は、各年度末現在。

(2) 給水人口

令和5年度末の給水人口は、2,610,278人で、総人口に対する普及率は95.4%となっている。

水道別の給水人口は、上水道2,594,917人、簡易水道7,999人、専用水道7,362人で、給水人口の99.4%が上水道、0.3%が簡易水道、0.3%が専用水道となっている。

給水人口

(単位：人、%)

年度	上水道		簡易水道		専用水道		給水人口
	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口	構成比	
R5	2,594,917	99.4	7,999	0.3	7,362	0.3	2,610,278
R4	2,611,214	99.3	9,978	0.4	7,246	0.3	2,628,438
R3	2,622,270	99.3	10,309	0.4	7,490	0.3	2,640,069
R2	2,640,788	99.3	10,529	0.4	7,586	0.3	2,658,903
R元	2,653,240	99.3	10,786	0.4	6,978	0.3	2,671,004
H30	2,656,985	99.3	10,974	0.4	8,718	0.3	2,676,677
29	2,661,958	99.3	11,181	0.4	8,891	0.3	2,682,030
28	2,605,198	96.9	74,294	2.8	9,217	0.3	2,688,709
27	2,606,228	96.8	77,064	2.9	9,837	0.4	2,693,129
26	2,604,135	96.6	82,121	3.0	10,446	0.4	2,696,702

(注) 数値は、各年度末現在。

(3) 普及率

令和5年度末の普及率は95.4%で、前年度より0.2ポイント上昇している。

普及率

(単位：人、%)

年度	総人口	給水人口	普及率	全国平均普及率
R5	2,737,309	2,610,278	95.4	98.2
R4	2,761,025	2,628,438	95.2	98.3
R3	2,777,046	2,640,069	95.1	98.2
R2	2,802,870	2,658,903	94.9	98.1
R元	2,818,823	2,671,004	94.8	98.1
H30	2,828,932	2,676,677	94.6	98.0
29	2,838,977	2,682,030	94.5	98.0
28	2,848,796	2,688,709	94.4	97.9
27	2,856,582	2,693,129	94.3	97.9
26	2,862,117	2,696,702	94.2	97.8

(注) 数値は、各年度末現在。

陸地・島しょ部別普及率

(単位：人、%)

区分	総人口	給水人口	普及率
陸地部（過疎地域）	228,006	169,408	74.3
陸地部（その他）	2,417,286	2,350,887	97.3
島しょ部（過疎地域）	89,888	87,952	97.8
島しょ部（その他）	2,129	2,031	95.4
過疎地域総数	317,894	257,360	81.0

(4) 上水道事業

ア 事業数

令和5年度末の事業数は、19事業である。

イ 給水状況

令和5年度の年間総給水量は、約2億9,000万m³である。

(ア) 年間給水量

(単位：千m³)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R5	290,452	276,433	268,725	7,708	14,019
R4	293,221	278,380	270,613	7,767	14,841
R3	295,740	282,329	274,468	7,861	13,411
R2	300,948	287,022	279,166	7,856	13,926
R元	300,325	285,917	278,058	7,859	14,408
H30	302,408	286,672	278,529	8,143	15,736
29	305,184	289,725	281,685	8,040	15,459
28	296,671	282,049	274,471	7,578	14,622
27	298,071	282,035	273,915	8,120	16,036
26	297,216	281,761	273,443	8,318	15,455

(注) 総給水量：配水池などから配水管に送り出された総水量。

有効水量：給水装置のメーターで計算された水量もしくは需要者に到達したと認められる水量。

有収水量：料金徴収の対象となった水量。

有効無収水量：料金不徴収となるメーター不感水量および料金徴収の対象とならない（消火用、公衆飲料用等）水量。

無効水量：メーターより上流部での漏水や水道施設の損傷などにより無効となった水量。

(イ) 給水量の分析

(単位：%)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R5	100.0	95.2	92.5	2.7	4.8
R4	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
R3	100.0	95.5	92.8	2.7	4.5
R2	100.0	95.4	92.8	2.6	4.6
R元	100.0	95.2	92.6	2.6	4.8
H30	100.0	94.8	92.1	2.7	5.2
29	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
28	100.0	95.1	92.5	2.6	5.2
27	100.0	94.6	91.9	2.7	5.4
26	100.0	94.8	92.0	2.8	5.2

(ウ) 需要用途別年間有収水量

令和5年度の需用用途別年間有収水量は、生活用が2億801万m³で全体の77.4%を占め、

業務営業用が4,439万m³で16.5%を占めている。

需用用途別給水状況

(単位：千m³)

年度	生活用	業務営業用	工業用	その他	計
R5	208,005	44,389	11,531	1,823	268,725
R4	211,021	43,237	11,531	1,800	270,613
R3	216,222	42,498	11,833	1,767	274,468
R2	219,362	43,642	12,384	1,618	279,166
R元	213,870	49,222	12,900	2,067	278,058
H30	215,137	50,101	11,138	2,153	278,529
29	216,154	51,956	11,426	2,149	281,685
28	210,136	50,771	10,636	2,008	274,471
27	207,295	51,001	12,656	2,037	273,915
26	206,662	51,648	12,638	1,903	273,443

(注) 需用用途別給水量の端数は四捨五入しているので、計と内訳は必ずしも一致しない。

(エ) 給水量の分析

令和5年度の各上水道事業における年間で最も給水量の大きい日の給水量（一日最大給水量）の合計は、約87万m³/日である。

また、1人1日当たり平均給水量は306㍑である。

給水量の分析

年度	1日当たり給水量 (m ³)			1人1日当たり給水量 (㍑)		
	計画一日 最大給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量	計画一日 最大給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量
R5	1,058,392	873,737	793,586	390	337	306
R4	1,051,901	916,206	803,352	386	351	308
R3	1,054,901	884,002	810,250	386	337	309
R2	1,046,901	989,705	824,489	385	375	312
R元	1,047,240	926,878	820,596	385	349	309
H30	1,055,874	951,340	828,527	384	358	312
29	1,066,399	953,121	836,128	387	358	314
28	1,047,530	902,175	812,759	390	346	312
27	1,438,530	944,178	814,448	529	362	312
26	1,436,930	932,264	814,296	529	358	313

(注) 分水量は含まない。

(才) 水道料金

令和5年度における家庭用水道料金(10m³換算、メーター使用料、消費税を含む)をみると、県平均は1,679円となっており、団体別では江田島市の2,354円が最も高く、最低の大竹市の797円との格差は3.0倍になっている。

料金の集金方法は、一部委託が2事業、全部委託が1事業となっている。

料金徴収期間は、2ヶ月ごとが10事業、1ヶ月ごとが9事業となっている。

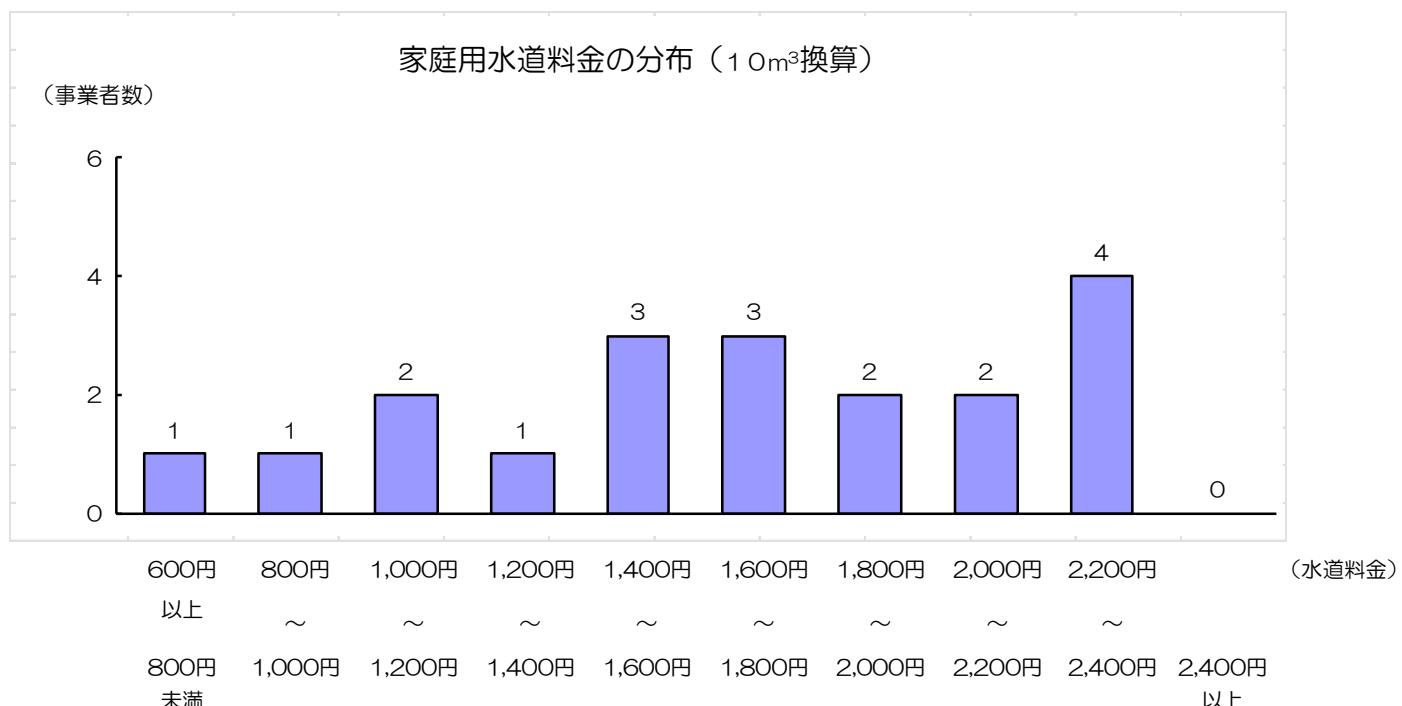
家庭用水道料金の推移

年 度	10m ³ 当たり平均水道料金	指 数	10m ³ 当たり最高水道料金
R5	1,679	117.1	2,354
R4	1,664	116.0	2,354
R3	1,628	113.5	2,354
R2	1,628	113.5	2,354
R元	1,611	112.3	2,354
H30	1,573	109.7	2,311
29	1,515	105.6	2,311
28	1,489	103.8	2,311
27	1,434	100.0	2,311
26	1,434	100.0	2,311

(注) メーター使用料、消費税を含む。

平均料金は、事業体ごとの水道料金の単純平均である。(小数点以下四捨五入)

指数は、平成26度を100.0として計算したものである。



(注) メーター使用料、消費税を含む。

(5) 水道用水供給事業
 ア 給水対象市町及び給水量

事業名	給水対象事業体 (★:企業団が運営する水道事業)	令和5年度 計画一日最大給水量 (m ³ /日)	令和5年度 実績一日平均給水量 (m ³ /日)	給水開始年月
広島水道 用水供給 事業	広島市水道事業	18, 175	14, 341	昭和55年7月
	呉市水道事業	21, 133	18, 209	昭和58年7月
	呉市水道事業(沈澱水)	23, 500	13, 279	昭和46年8月
	★竹原市水道事業	3, 880	3, 009	昭和59年4月
	★東広島市水道事業	55, 225	47, 804	昭和57年7月
	★江田島市水道事業	1, 893	1, 378	昭和58年7月(昭和55年7月暫定)
	海田町水道事業	5, 000	1, 789	昭和61年4月
	★熊野町水道事業	5, 965	5, 430	昭和57年8月
	★大崎上島町水道事業	5, 040	3, 282	昭和54年7月(昭和49年4月暫定)
	今治市(愛媛県)	202	85	平成29年4月
計		140, 013	108, 607	
広島西部 地域水道 用水供給 事業	広島市水道事業(旧五日市町)	25, 834	21, 935	昭和51年7月
	大竹市水道事業	2, 420	1, 776	平成6年7月
	★廿日市市水道事業	33, 459	29, 882	昭和52年7月
	計	61, 713	53, 593	
沼田川 水道用水 供給事業	★三原市水道事業	7, 472	6, 432	昭和51年4月
	尾道市水道事業	39, 907	35, 008	昭和52年4月
	福山市水道事業	7, 173	6, 009	昭和52年4月
	★東広島市水道事業 (旧河内町)	1, 276	790	平成12年10月
	越智郡上島町 (愛媛県)	2, 450	2, 345	昭和60年7月
	計	58, 278	50, 584	
	総合計	260, 004	212, 784	

イ 供給料金（令和5年度）

広島県水道広域連合企業団が経営する水道事業を除く受水市町に適用される給水料金

区	分	料金 (1 m ³ 当たり)	
広島水道用水供給事業	浄 水	基本料金	31. 08円
		使用料金	85. 49円
		超過料金	276. 70円
	沈澱水	使用料金	48. 34円
		超過料金	96. 68円
広島西部地域水道用水供給事業	浄 水	基本料金	28. 55円
		使用料金	50. 02円
		超過料金	213. 54円
沼田川水道用水供給事業	浄 水	基本料金	36. 48円
		使用料金	55. 87円
		超過料金	216. 12円

広島県水道広域連合企業団が経営する水道事業に適用される給水料金

区	分	料金 (1 m ³ 当たり)	
広島水道用水供給事業	浄 水	基本料金	28. 60円
		使用料金	78. 66円
		超過料金	254. 57円
	沈澱水	使用料金	44. 48円
		超過料金	88. 95円
広島西部地域水道用水供給事業	浄 水	基本料金	26. 27円
		使用料金	46. 02円
		超過料金	196. 46円
沼田川水道用水供給事業	浄 水	基本料金	33. 57円
		使用料金	51. 41円
		超過料金	198. 84円

(注) 消費税は含まない額である。

(6) 簡易水道事業

ア 事業数及び給水人口

令和5年度末の簡易水道事業数は3事業、現在給水人口は7,999人で、令和4年度末に比べ現在給水人口は、1,979人減少した。(令和5年度、2事業が上水道へ統合し、廃止となっている。)

(単位：か所、人)

年度	事業数			計画給水人口		給水区域内 現在人口 (A)	現在給水人口(B)		B/A %
	公営	その 他	計	公営	その他		公営	その他	
R5	2	1	3	8,035	250	8,285	7,929	70	96.5
R4	4	1	5	11,145	250	11,395	9,908	70	87.6
R3	4	1	5	11,145	250	11,465	10,239	70	89.9
R2	4	1	5	11,145	250	11,695	10,459	70	90.0
R元	4	1	5	11,145	250	11,930	10,716	70	90.4
H30	4	1	5	11,370	250	12,293	10,904	70	89.3
29	4	1	5	11,370	250	12,413	11,111	70	89.5
28	74	1	75	119,940	250	91,699	74,224	70	81.0
27	76	2	78	121,754	420	95,466	76,884	180	80.7
26	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	80.3

(注) 数値は、各年度末現在。

イ 給水量及び年間収入

令和5年度の年間給水量は120万m³で、年間収入は1億3千万円である。

また、有収水量は87万m³、有収率は72.9%で、有収水量1m³当たりの収入は213.12円となっている。

令和6年4月1日現在の公営の水道料金（10m³換算、メーター使用料、消費税を含む）についてみると、県平均は1,842円（簡易水道の平均）となっており、事業別では神石高原町の2,240円、安芸太田町の1,444円となっている。

給水量

年度	実績年間給水量 (m ³)	実績年間有収水量 (m ³)	水道料金年間収入 (千円)	有収率	有収水量1m ³ 当たり収入(円)
R5	1,195,739	871,587	130,790	72.9	150.06
R4	1,831,302	1,374,827	304,675	75.1	221.61
R3	1,786,733	1,332,434	297,436	74.6	223.23
R2	1,851,571	1,379,541	293,555	74.5	212.79
R元	1,692,730	1,511,115	337,492	89.3	223.33
H30	1,984,502	1,596,541	345,859	80.5	216.63
29	2,005,291	1,584,709	343,823	79.0	216.96
28	10,065,087	8,101,340	1,762,576	80.5	217.57
27	10,338,139	8,208,289	1,830,559	79.4	223.01
26	10,719,679	8,516,396	1,873,616	79.2	220.00

(7) 専用水道

令和5年度末の専用水道（住宅団地及び療養所等における自家用の水道で、給水人口が100人を超えるもの、または、供給能力が $20\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの）の施設数は166か所で、給水人口は、12,013人となっている。

年度	事業所数	計画給水人口	現在給水人口	施設能力
R5	166	18,989	12,013	177,969
R4	164	18,532	12,137	178,673
R3	166	18,569	12,365	178,976
R2	168	18,591	13,092	179,409
R元	166	19,409	12,576	179,585
H30	173	23,789	14,164	181,167
29	178	23,718	14,159	181,667
28	180	23,255	14,441	181,782
27	185	26,135	14,873	211,377
26	190	29,620	17,427	211,610

(注) 上水道から受水しているもののうち、上水道の計画給水人口及び現在給水人口に含まれているものも併せて計上した。

(8) 簡易専用水道

簡易専用水道は、昭和53年6月から新たに法の適用を受けることになった。

同法の適用を受けるのは、水道事業から受ける水道水のみを水源としている受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの（昭和61年10月31日までは 20m^3 を超えるもの）で、1年以内ごとに1回以上の水槽の掃除と定期検査等が義務づけられている。

なお、県内の定期検査機関では、(一財)広島県環境保健協会が厚生労働大臣の登録を受けている。

令和5年度末の県内の簡易専用水道4,980施設の法定検査の受検率は85.7%である。

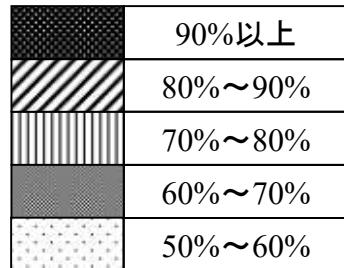
年度	施設数	定期検査受検施設	受検率 (%)	全国平均 (%)
R5	4,980 (2,699)	4,269 (2,459)	85.7 (91.1)	77.0
R4	5,004 (2,706)	4,262 (2,456)	85.2 (90.0)	78.0
R3	5,014 (2,756)	4,200 (2,392)	83.8 (86.8)	77.8
R2	5,008 (2,731)	4,043 (2,373)	80.7 (86.8)	78.4
R元	4,998 (2,640)	4,007 (2,267)	80.2 (85.9)	78.4
H30	5,083 (2,656)	3,805 (2,149)	74.9 (80.9)	78.0
29	5,173 (2,658)	4,277 (2,427)	82.7 (91.3)	78.2
28	5,174 (2,657)	4,146 (2,287)	80.1 (86.1)	78.4
27	5,183 (2,642)	4,242 (2,342)	81.8 (88.6)	78.3
26	5,230 (2,655)	4,273 (2,363)	81.7 (89.0)	76.4

(注) 受水槽の有効容量が 20m^3 を超えるものを内数で()書きした。

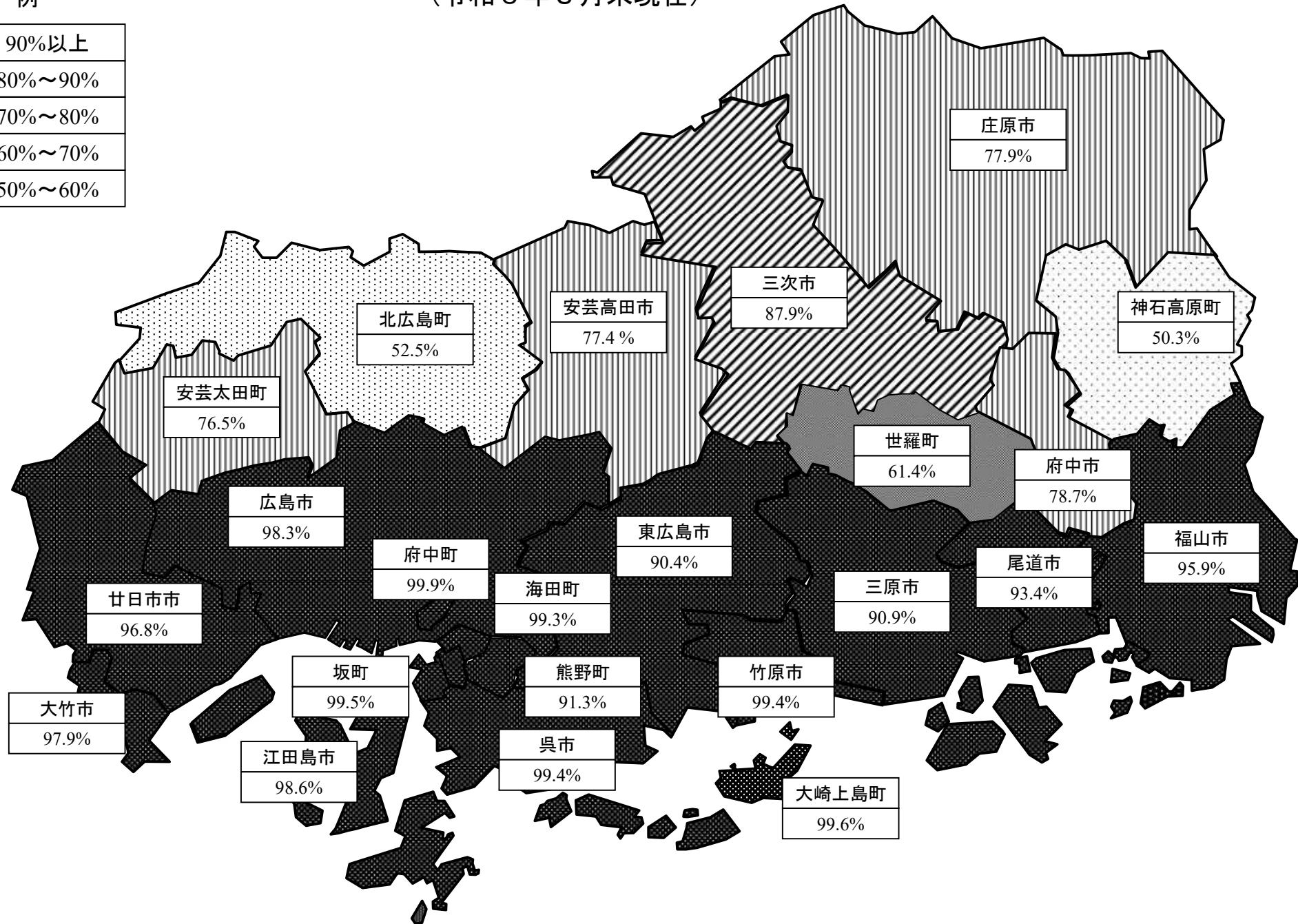
6 市町別水道普及率分布図

(令和6年3月末現在)

凡 例



22



7 令和6年度水道施設整備費国庫補助等事業一覧

(1) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業

(単位：千円)

事業体名	地区名	区分	総事業費	国庫補助基本額	補助率	国庫補助金
広島県水道広域連合企業団 (神石高原事務所)	東南油木	水道未普及地域解消事業 (区域拡張)	13,624	11,555	4/10	4,622
広島県水道広域連合企業団 (神石高原事務所)	近田・花済	水道未普及地域解消事業 (飛地区域)	6,191	4,561	4/10	1,824
安芸太田町	柴木	生活基盤近代化事業 (増補改良)	41,800	41,490	1/3	13,830
安芸太田町	松原	生活基盤近代化事業 (基幹改良)	36,619	35,000	4/10	14,000
合計	4地区	4事業	98,234	92,606		34,276

(注1) 金額はそれぞれ千円単位で四捨五入しているため、合計は各事業の合計と一致しない場合がある。

(注2) 数値は実績報告時のもの。

(2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

(単位：千円)

事業体名	区分	事業内容	総事業費	国庫補助基本額	補助率	国庫補助金
広島県水道広域連合企業団 (三次事務所)	水道施設機能維持整備費	寺戸浄水場 自家発電施設整備	73,536	70,670	1/4	17,667
呉市	水道施設機能維持整備費	宮原浄水場 自家発電設備整備	102,205	92,400	1/4	23,100
広島県水道広域連合企業団 (三次事務所)	水道施設機能維持整備費	寺戸浄水場 自家発電施設整備	179,200	179,200	1/4	44,800
福山市	高度浄水施設整備費	芋原浄水場 紫外線処理施設整備	67,115	15,332	1/4	3,833
合計	4事業		422,056	357,602		89,400

(注1) 金額はそれぞれ千円単位で四捨五入しているため、合計は各事業の合計と一致しない場合がある。

(注2) 数値は実績報告時（継続事業は額の確定時）のもの。

(3) 防災・安全交付金事業

(単位：千円)

事業体名	区分	事業費	補助率	交付金額
広島県水道広域連合企業団	水道事業運営基盤強化 推進等事業	5,208,933	1/3	1,736,311
広島県水道広域連合企業団	水道事業運営基盤強化 推進等事業	1,192,356	1/3	397,452
広島県水道広域連合企業団	緊急時給水拠点確保等事業 他6事業	5,702,473	1/4、1/3	1,881,656
呉市	水道管路耐震化等推進事業	643,299	1/3	214,432
尾道市	水道管路耐震化等推進事業	107,355	1/3	35,785
尾道市	水道管路耐震化等推進事業	61,290	1/3	20,430
福山市	緊急時給水拠点確保等事業	25,720	1/3	6,430
合計	7事業	12,941,426		4,292,496

(注) 数値は実績報告時（補正予算事業は交付申請時）のもの。

(4) 生活基盤施設耐震化等交付金

(単位：千円)

区分（中）	区分（小）	事業体名	総事業費	国庫交付基本額	交付率	国庫交付金		
水道管路耐震化等推進事業	水道管路緊急改善事業	広島県水道広域連合企業団 (庄原事務所)	67,320	40,944	1/3	13,648		
		吳市	367,751	251,886	1/3	83,962		
		福山市	67,197	35,004	1/3	11,668		
		広島県水道広域連合企業団 (三次事業所)	47,440	41,719	1/3	13,906		
		広島県水道広域連合企業団 (安芸高田事業所)	164,736	141,000	1/3	47,000		
		広島県水道広域連合企業団 (広島水道事業所)	692,602	692,602	1/3	230,867		
		広島県水道広域連合企業団 (広島水道事業所)	760,560	760,560	1/3	253,520		
		吳市	407,470	103,920	1/3	34,640		
	老朽管更新事業	吳市	288,966	132,333	1/3	44,111		
		吳市	43,451	15,228	1/3	5,076		
			小計（10事業）	2,907,493	2,215,196	738,398		
生活基盤近代化事業	基幹改良	広島県水道広域連合企業団 (神石高原事務所)	105,026	93,530	4/10	37,412		
		広島県水道広域連合企業団	2,823,035	2,162,670	4/10	720,890		
		小計（2事業）	2,928,061	2,256,200		758,302		
緊急時給水拠点確保事業	配水池	尾道市	202,406	129,308	1/3	32,327		
		広島県水道広域連合企業団 (三次事務所)	328,264	305,771	1/4	76,442		
		広島県水道広域連合企業団 (江田島事業所)	342,298	336,144	1/4	84,036		
	重要給水施設配水管	広島県水道広域連合企業団 (三原事務所)	572,851	488,612	1/4	122,153		
		広島県水道広域連合企業団 (廿日市事務所)	125,964	116,000	1/4	29,000		
		広島県水道広域連合企業団 (江田島事業所)	190,781	168,500	1/3	56,166		
		基幹水道構造物の耐震化事業	福山市	45,896	13,174	1/4	3,000	
				小計（7事業）	1,808,460	1,557,509	403,124	
	水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	広島県水道広域連合企業団	226,145	226,140	1/3	75,380	
					小計（1事業）	226,145	226,140	75,380
水道広域化施設整備費	特定広域化施設整備費	広島県水道広域連合企業団	1,436,245	1,411,020	1/3	470,339		
					小計（1事業）	1,436,245	1,411,020	470,339
					合計（21事業）	9,306,404	7,666,065	2,445,543

(注1) 金額はそれぞれ千円単位で四捨五入しているため、合計は各事業の合計と一致しない場合がある。

(注2) 数値は実績報告時（繰越事業は額の確定時）のもの。

(5) 指導監督事務費・交付金

(単位：千円)

補助種類	補助対象者	総経費	国庫補助基本額	補助率	国庫補助金
指導監督事務費補助（水道施設整備費）	広島県	255	255	10/10	255
指導監督交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）	広島県	1,150	1,150	1/2	575
	合計	1,405	1,405		830

(注1) 金額はそれぞれ千円単位で四捨五入しているため、合計は各交付金の合計と一致しない場合がある。

(注2) 数値は実績報告時（繰越事業は交付申請時）のもの。